独立行政法人 労働政策研究・研修機構(JILPT)副主任研究員(労働法)、日本学術会議連携会員 内藤 忍(ないとう しの) <u>naito@jil.go.jp</u>

セクシュアルハラスメントの民事救済における課題

1 セクシュアルハラスメント訴訟における賠償金の低さ

- ◎調査(2022年日弁連・両性の平等に関する委員会による「セクシュアルハラスメントにおける損害賠償金額に関する調査」(弁護士による回答 79 件))によれば、加害者に対する請求額の多くは 200 万円以上だったが、認容額の多くは 200 万円未満(50 万円未満~200 万円未満が 83%)だった。
- ◎イギリスの雇用審判所の差別事案における補償金(損害賠償金)は、(不公正解雇事案などと異なり)上限が 設定されていない。
- ◎2002年の Vento 事件判決で控訴院 (CA) が示した、いわゆる Vento bands (差別事案の補償金のうち、Injury to feelings のめやす) がセクハラ事案でも利用されている。
 - · Lower band · £1,100 (20.9 万円) to £11,200 (212.8 万円) for less serious cases
 - · Middle band · £11,200 (212.8 万円) to £33,700 (640.3 万円) for cases that do not merit an award in the upper band
 - Top band £33,700 (640.3 万円) to £56,200 (1,067.9 万円) for the most serious cases

(Exceptional cases - £56,200 (1,067.9 万円) or above)

※物価上昇に応じ、毎年、審判所が発表しており、上記は 2023 年 4 月 6 日より適用されているもの。現在 £ 1=190.02 円。

2 現行法では裁判で性差別として争えないセクシュアルハラスメント

◎セクシュアルハラスメントを性差別であるとして禁止したり、その司法救済を定める法が日本にはないため(性差別禁止法の不在)、セクシュアルハラスメントは裁判で不法行為(や債務不履行)で争わざるをえない。しかし、そもそも性差別であり人格権侵害であるセクシュアルハラスメントの救済方法として、財産権侵害からの金銭補償を目的とする不法行為法を使うことの限界があるのではないか(角田由紀子弁護士 2018)。性差別の結果との認識に立たないことで、賠償額が低く見積もられてしまうことが指摘されている。しかし日本の場合、性差別訴訟での認定慰謝料も低いという問題もある。また、不法行為法で争うことにより、「性差別の結果の一連の行為」ではなく、行為を一つずつ不法行為に該当するか認定していくことになり、違法だと認定される行為が少なくなったり細切れになることも、低賠償金額という結果を導いていると考えられる。

差別やセクシュアルハラスメントをなくすという公益的目的からは、欧米では当たり前の、セクシュアルハラスメント禁止規定を含む差別禁止法の立法と、それに基づく救済(イギリスのめやすのように、賠償額が低くならない基準設定やアメリカの懲罰的賠償制度など)が行われるようにならなければならない。賠償額が低すぎると、セクハラをしない・させないという動機を関係者に持たせづらく、抑止効果にも欠ける懸念もある。

3 教育機関におけるセクシュアルハラスメント法の不備

◎セクシュアルハラスメントを含むハラスメントは、人格を傷つけ、時にうつ等の健康被害を引き起こすなどの取り返しのつかない損害を生む行為である。これが仕事の世界のことであれば、労働法(男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法など)によって、被害者の事業主に予防・対応義務が課せられ、義務を履行しなければ行政指導や勧告を受け、事業主名を公表される制度となっている。しかし、大学等の教育の場におけるハラスメントについて、生徒・学生が所属する教育機関にそのような予防・対応義務は立法上課せられておらず、国の相談機関(労働における都道府県労働局に相当するもの)などの行政の紛争解決機関や救済制度も設置されていない。教員と生徒・学生の圧倒的な力関係の差を考慮すれば、教育の場におけるハラスメントを防ぐ立法が急務である。なお欧州では、労働・教育など様々な場面でのセクハラを包括的差別禁止法制のもとで規制している。